

令和元年第3回津南町議会定例会会議録

(9月13日)

招集告示年月日		令和元年9月2日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和元年9月9日午前10時00分			閉会	令和元年9月13日午前10時24分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	半戸義昭	応・出	8番	津端眞一	応・出	
	2番	村山道明	応・出	9番	大平謙一	応・出	
	3番	石田タマエ	応・出	10番	河田強一	応・出	
	4番	風巻光明	応・出				
	5番	筒井秀樹	応・出	12番	吉野徹	応・出	
	6番	栞原洋子	応・出	13番	恩田稔	応・出	
	7番	中山弘	応・出	14番	草津進	応・出	
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	税務町民課長	小林武	○	
	副町長	小野塚均	○	地域振興課長 農業委員会事務局長	小島孝之	○	
	教育長	桑原正	○	建設課長	柳澤康義	○	
	農業委員会 長	涌井直	○	教育委員会教育次長	上村栄一	○	
	監査委員	藤ノ木勤	○	会計管理者	板場康之	○	
	総務課長	村山詳吾	○	病院事務長	根津和博	○	
	福祉保健課長	鈴木正人	○				
職務のため出席した者の職・氏名			議会事務局長	高橋昌史	班長	石田剛士	
会議録署名議員		2番	村山道明	10番	河田強一		

〔付議事件〕

(9 月 13 日)

- | | | | |
|--------|---|----------|---|
| 日程第 1 | } | 認定第 1 号 | 平成30年度津南町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | | 認定第 2 号 | 平成30年度津南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | | 認定第 3 号 | 平成30年度津南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | | 認定第 4 号 | 平成30年度津南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | | 認定第 5 号 | 平成30年度津南町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | | 認定第 6 号 | 平成30年度津南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | | 認定第 7 号 | 平成30年度津南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | | 認定第 8 号 | 平成30年度津南町病院事業会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | | 報告第 4 号 | 健全化判断比率の報告について |
| 日程第 10 | | 報告第 5 号 | 資金不足比率の報告について |
| 日程第 11 | | 発議案第 3 号 | 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について |
| 日程第 12 | | | 「柵竜ヶ窪温泉に対する管理委託契約に基づく委託料支払いに関する請願書」の取下げの件について |
| 日程第 13 | | | 委員会の閉会中の継続調査及び審査について |

議長の開議宣告

議長（草津 進）

これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

議事日程の報告

議長（草津 進）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1

認定第 1 号 平成 30 年度津南町一般会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 2

認定第 2 号 平成 30 年度津南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 3

認定第 3 号 平成 30 年度津南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 4

認定第 4 号 平成 30 年度津南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 5

認定第 5 号 平成 30 年度津南町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 6

認定第 6 号 平成 30 年度津南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 7

認定第 7 号 平成 30 年度津南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 8

認定第 8 号 平成 30 年度津南町病院事業会計歳入歳出決算の認定について

議長（草津 進）

認定第 1 号から認定第 8 号まで、一括議題といたします。

これより一括して質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

認定第1号について討論を行います。

まず、原案に反対のかたの発言を許します。

6番、栗原洋子議員。

(6番) 栗原洋子

平成30年度一般会計決算に反対の立場で討論いたします。

まず、台風15号の影響で千葉県内では、いまだに多くの住宅や福祉施設、病院など、停電や断水で深刻な状況が続いています。被災されたかたがたに心からお見舞いを申し上げたいと思います。このような大変な状況のなか、政府は、第4次安倍再改造内閣を発足させました。国や東京電力は、停電の一刻も早い復旧に向けて体制と支援を強化させるべきです。

決算に反対の理由を申し上げます。昨年7月、前上村町政からバトンを引き継ぎ、町政を進めてきました。

一つ目、町長は、10月からの消費税10%への増税に賛成の立場であります。町民の購買意欲を低下させ、町全体の経済にも影響がおよび、暮らしを壊す消費税増税で町民の暮らしが更に厳しくなると考えます。

2点目に、町立病院の在り方についての町長の姿勢であります。病床をこれだけ減らしても赤字は減っていません。病院経営診断の指摘のとおりです。全国の病院の77%は赤字です。国も公立病院に対し、地方交付税・特別交付税措置をしていますが、国の医療政策の後退から支援を減らしてきています。

3点目に、前町政から引き継いだ保育園統合1園化を強引に進めていることです。統廃合の町民合意も見通しもないまま、1園ありき、10億円の建設を強引に進めています。さらに、国民健康保険料の負担増、介護保険改悪、農業の大規模化への国の地方切捨ての方針に追随する姿勢は、国の悪政から町民を守るべき町長の姿ではありません。もっと町民に寄り添った町政を進めていただきたい。

よって、平成30年度決算には反対をいたします。

議長(草津 進)

次に原案に賛成のかたの発言を許します。

— (討論者なし) —

賛成討論なしと認めます。

次に原案に反対のかたの発言を許します。

— (討論者なし) —

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

認定第1号について採決いたします。

認定第1号について、認定することに賛成のかたの起立を求めます。

— (起立11名、非起立1名) —

賛成多数です。よって、認定第1号については認定することに決定いたしました。

議長(草津 進)

認定第2号について、討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

認定第2号について採決いたします。

認定第2号について、認定することに賛成のかたの起立を求めます。

—（起立11名、非起立1名）—

賛成多数です。よって、認定第2号については認定することに決定いたしました。

議長（草津 進）

認定第3号について、討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

認定第3号について採決いたします。

認定第3号について、認定することに賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、認定第3号については認定することに決定いたしました。

議長（草津 進）

認定第4号について、討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

認定第4号について採決いたします。

認定第4号について、認定することに賛成のかたの起立を求めます。

—（起立11名、非起立1名）—

賛成多数です。よって、認定第4号については認定することに決定いたしました。

議長（草津 進）

認定第5号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

認定第5号について採決いたします。

認定第5号について、認定することに賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、認定第5号については認定することに決定いたしました。

議長（草津 進）

認定第6号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

認定第6号について採決いたします。

認定第6号について、認定することに賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、認定第6号については認定することに決定いたしました。

議長（草津 進）

認定第7号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

認定第7号について採決いたします。

認定第7号について、認定することに賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、認定第7号については認定することに決定いたしました。

議長（草津 進）

認定第8号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

認定第8号について採決いたします。

認定第8号について、認定することに賛成のかたの起立を求めます。

—（起立11名、非起立1名）—

賛成多数です。よって、認定第8号については認定することに決定いたしました。

日 程 第 9

報告第4号 健全化判断比率の報告について

日 程 第 10

報告第5号 資金不足比率の報告について

議長（草津 進）

報告第4号及び報告第5号を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

報告第4号及び報告第5号を一括して提案理由の説明を申し上げます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化比率及び公営企業の資金不足比率について監査委員の審査に付し、議会に報告することが義務付けられているものであります。

細部につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（草津 進）

総務課長。

総務課長（根津和博）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより一括して質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、報告第 4 号及び報告第 5 号については終了いたします。

日 程 第 11

発議案第 3 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

議長（草津 進）

発議案第 3 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4 番、風巻光明議員。

（4 番）風巻光明

発議案第 3 号について申し上げます。

津南町議会総文福祉常任委員会におきまして、全員の賛同を受け、新たな過疎対策法の制定を求める意見書の提出について、議員発議をすることといたしました。

意見書提出の趣旨でございます。

昭和 30 年以降、高度成長期に地方から都市への大規模な人口移動が生じ、農山村で過疎問題が起こったことから、これに対処するため、昭和に 45 年に過疎地域対策緊急措置法が制定され、続いて 10 年後に過疎地域振興特別措置法、そして平成 2 年に過疎地域活性化特別措置法、さらに続いて平成 12 年に過疎地域自立促進特別措置法と名前は変わりましたが、4 回にわたる過疎対策法の制定により過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところでございます。しかしながら、依然として多くの市町村が消滅の危機に瀕し、森林の荒廃や災害による生活基盤の破壊、産業の陳腐化、後退など、極めて深刻な状況に直面しております。過疎地域は、我が国土の過半数を占め、全市町村のうち 817 市町村が過疎地域と指定されております。豊かな自然や歴史文化を有するふるさとであり、都市に対して食糧、水、エネルギーの供給、自然環境の保全による癒しの場の提供、森林による地球温暖化の防止など、多大な貢献をしております。過疎地域は、このように多面的・公益的機能は、国民共通の財産であり、その住民によって支えられてきたといっても過言ではないと思います。現行の過疎地域自立促進特別措置法は、2 年後の令和 3 年 3 月末で失効することになりますが、過疎地域が果たしている重要な役割を今後も維持していくためには、引き続いて過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実し、住民の暮らしを支えていく政策を継続することが重要であります。過疎地域に住み続ける住民にとって、安心・安全に暮らせる地域として健全に維持していくことは、これは同時に、都市を含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化する必要があります。よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたしたく、議員各位の賛同をお願いいたします。提出先は、議長名にて、国内内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣でございます。

意見書の提出についての趣旨を申し上げます。以上でございます。

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第3号について採決いたします。

発議案第3号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、発議案第3号については原案のとおり可決されました。

日 程 第 12

「(株)竜ヶ窪温泉に対する管理委託契約に基づく委託料支払いに関する請願書」の取下げの件について

議長（草津 進）

「(株)竜ヶ窪温泉に対する管理委託契約に基づく委託料支払いに関する請願書」の取下げの件についてを議題といたします。

この請願については、6月の定例会において産業建設常任委員会に審査を付託したところであります。7月16日に(株)竜ヶ窪温泉と町当局との話し合いが行われ、町当局の公式見解として本年度中に新たな委託契約を結ぶ意向の表明があったことから、請願者としては、本請願の主要な趣旨が受け入れられたとの判断により、取下げの申請書の提出があったものであります。請願の取下げについては、会議規則第20条の規定により、本会議の議題となった事件については、取下げは議会の許可が必要となります。

それでは、お諮りいたします。請願者からの申し出のとおり本請願の取下げを許可することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、「(株)竜ヶ窪温泉に対する委託契約に基づく委託料支払いに関する請願書」については、取下げを許可することに決定いたしました。

日 程 第 13

委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長（草津 進）

委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題といたします。

各委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の調査・審査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに決定いたしました。

議長（草津 進）

以上をもって本定例会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。
町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。
町長。

町長（桑原 悠）

9月定例会、決算議会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今日は中秋の名月、十五夜でございます。思うに任せぬ今年の天気を相手に収穫期を迎えたコメの出来栄えが期待され、農家が苦勞を重ねて育て上げたその手ごたえが喜びに変わる季節でございます。この白露の季節、夏が過ぎ去り、秋から冬に向かい、しっかりと滋養を蓄える季節への変わり目である今日、津南町も少子高齢、人口減少のなか、議会の皆様や町民の多くの皆様と一緒に、この豊かな恵みをもたらす津南の大地を守り、この先も活力・希望を失わず、歩み続けてまいり所存です。

週末は、町民ライダーの御指導を仰ぎ、電動自転車で秋山郷を回る予定でございます。公共交通や道路整備、秋山郷来訪者を増やす策など、町民と直接意見交換をしながら、気付きを得てきたいと思っております。また、紅葉シーズン、10月11月の土日祝日、越後湯沢駅から秋山郷ー津南町役場間で周遊バスが運行いたします。可決いただいた予算をより効果的に執行できるよう、職員一丸となって力を尽くしてまいります。どうぞ今後とも御指導賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。大変お疲れ様でございました。

議長（草津 進）

これにて令和元年第3回津南町議会定例会を閉会いたします。

—（午前10時24分）—